

議事要旨(2)企業会計基準「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)(案)」について

冒頭、西川委員長より、本基準案は複数事業主制度における例外処理(退職給付会計基準注解(注12)に基づく処理)を採用している場合の開示の拡充について扱うものであり、本日審議した上で議決予定である旨の説明がなされた。続いて、河本専門研究員から、前回の委員会からの修正事項と基準案の概要について説明が行われた。

事務局からの説明後、次のような質疑応答があった。

- ・ 参考(開示例)の「年金財政計算における貸借対照表のイメージ図」の中で、「給付債務」、「数理債務」、「最低責任準備金」の3つが並んでいるが、これらの関係はどのようなになっているのか。(委員)
- ・ 給付債務の内訳として数理債務と最低責任準備金を記載している。用語の関係の適切性については再度確認を行うこととする。(事務局)

以上の審議の後、質問事項について確認すること、字句等の修正は委員長に一任することを前提として、出席委員12名全員の賛成により本基準の公表が議決された。

以上